

文教福祉常任委員会委員長報告

(H 2 2 . 3 . 2 4)

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の16日、17日、18日の3日間、今定例会において付託を受けました議案12件の審査を行いました。また、17日の午後には、(仮称)教育センターとされる、旧勤労青少年ホームを現地視察いたしました。

なお、説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長であります。

まず、議案第4号 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてあります。

質疑ののち、今回の改正で教育・保育の充実が後退するものとして反対の討論がありました。また、組織をスリム化しフットワークを良くするための手法であるとして賛成の討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 栗東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市から、3年間の見直しにより、本市国保運営について、低所得者の方や、国保以外の被保険者の方からもご理解いただける仕組みとした。

しかし、今日の経済状況により被保険者の所得が下がり医療分について、10.4%増の保険税率となるのを、国からの通知で「国保財政の基本原則を踏まえ、被保険者の能力割り保険税負担能力が特に不足していることを考慮」するとして緊急避難的に一般会計から、5千万円を繰入て、基本原則である医療分の増加分4.8%増となる条例改正である旨の説明がありました。

質疑では、一般会計から5千万円を繰り入れているが、近隣市の状況は？
国保税収納率の低下をどう見ているのか？ 今後の運営については？

との質問に対し、当局から、

近隣市については、マスコミ等で報道されているとおりで、市からの繰入は通知に基づくもので、市民の皆さんに理解していただけるものと考えている。収納率の低下については、面談の機会を確保し、納税相談などにより公平な負担をお願いしていく。今後の運営については、法令等に基づき毎年点検と見直しをしていく。改正条例の提案については、3月議会開催の間際でない結論が出ないことを理解いただきたい。また、「保険税が毎年上がって、被保険者として安心して国保に加入できない。」という不安に対しては、制度改正を積極的に国へ要望するとともに、健康づくりを基本とした「健康りっとう21プラン」等を基に医療費抑制の啓発を図っていく。今日までに生じた繰り上げ充用の解消については、平成22年度で平成20年度の医療改革に伴う精算がされることから、平成22年度に検討する。

との答弁がありました。

市民の所得が下がった分を一般会計から繰り入れるとしても、4年連続の値上げになるとして反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 栗東市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、質疑ののち、討論もなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成21年度栗東市一般会計補正予算（第7号）について のうち 関係する歳出、関係する歳入・その他事項について

質疑では、現在の雇用方法だけでなく、人材派遣の利用はできないものか？ との質問に対し、当局から、

派遣会社経由は、受け取り金額に差が生じるため、現在は見合わせてい

る。との、答弁がありました。

また、保育園関係の臨時職員予算の減額が多いが、予算の許す限り雇用し、臨時職員を正規職員にするなど保育の充実に努力すべき。との質問に対し、当局から、

1年を通して毎月保育士の募集をするが応募者がいない月がほとんどの状態である。栗東市は公立園が他市に比べ非常に多く、職員定数制限のため、保育士の雇用は難しい。

しかし、栗東市の正規職員の状況は行政需要が高いなかで、一般行政職の削減が顕著であるにも関わらず、幼稚園・保育園関係の職員定数は減らしていない。むしろ専門職を雇用するなど充実に向かっている。

との答弁がありました。

(仮称)教育センターの設置について、ことばの教室が一つになることは、良い方向だが、通級面で課題がある。との質問に対し、当局から、

(仮称)教育センターについては、各種の業務を集中させて、効率的且つ迅速に連携対応ができるよう、各種の要望について総合的に対応している。要望を踏まえ、2つの教室は閉めるが通級教室機能は残し、連携を図っていく。との 答弁がありました。

更正医療給付事業で大きく補正されるが、給付等は減額していく方針ではなかったか？との質問に対し、当局から、

この予算は人工透析が9割を占めている。生活保護受給者に人工透析の対象者がおられると、大幅に増大する。との答弁がありました。

予防接種予算などは、国の指示に基づくだけでなく、充実に向けて、市も行動を起こしていくべきでは？との質問に対し、当局から、

予防接種事業に関わらず、福祉医療全般を視野に入れ、必要なことに対しては市長会を通じ、県を通して国へ要望していく。との答弁がありました。

討論では、82人もの待機児童がある中で、保育士の雇用が十分でないこと、また、(仮称)教育センターの設置の進行は拙速で対象の親子に負担がかかるので経過措置が必要と、反対の討論がありました。

一方、厳しい財政状況の中で対応した予算である。保育士の雇用については、毎月募集しているが応募がない状況が続いているが、現場の保育士は、それぞれの力を積み上げ、常に質の良い保育の提供に努めている。引き続き保育士の確保の努力を求めて賛成する。との賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

次に、議案第17号 平成21年度栗東市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、質疑ののち、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成21年度栗東市老人医療保健特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成21年度栗東市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

質疑では、介護保険基金について今後どのようにしていくのか？

との質問に対し、当局から、

第5期計画の中で計画的に反映していく。との答弁がありました。

本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成22年度栗東市一般会計予算についてのうち関係する歳出、関係する歳入・その他事項について であります。

本案は、数多くの質疑・意見がありました。その主なものとして、

学童保育所のスペースの確保はどのように対応するのか？

との質問に対し、当局から、

学童保育の利用状況は、横ばい状態であることから、現在は児童館の利用で考えている。学童保育所と児童館が離れている場合は、市の要項により指導員で対応し、安全の確保をする。

との答弁がありました。また、夏期保育で、一日中家の中にいる子どもの状況も一考していくべきとの意見がありました。

老人クラブの現状について、今後どのような方向をもって支援し、育成していくのか？

との質問に対し、当局から、

役員会に同席するとともに地域の中に入って、生きがいと健康づくりをテーマにクラブの発展に努力していく。また、クラブの加入により、老人福祉センターの使用料が免除になるなど、メリットを情報発信しながら、勧誘していきたい。との答弁がありました。

また、発達支援教室について現在の進捗状況は？

との質問に対し当局から、

総合窓口として、10月にオープンを予定している。体制を整えば、順次進めていく。との答弁がありました。

経済情勢が厳しい時代にあって就学援助制度を受けやすい情報提供を願う。また、(仮称)教育センター開設については、課題を整理し、安心して利用できるよう、十分に市民に周知していただきたい。との意見がありました。

中学校費の関連で、栗東西中学校の24年度対応については、理解しているが、24年度以降の対応について、21年度中に方向性を示していくとのことであったが、その取り組みはどうか。との質問に対し、当局から、

経済状況や、生徒数の推移について確認しており、住民基本台帳を元に生徒数を把握しているが、24年度1000人対応で、私立など他の中学への進学状況などを考慮すると、26年度まで位の生徒数が対応できるものと想定しており、もう少し状況を見極めたうえで決定していきたい。

との 答弁がありました。

子ども手当については、受給者にわかりやすく周知する必要があるのでは？ との質問に対し、当局から、

現在、法律が成立していない状況であり、5月に市の広報で周知する予定。との答弁がありました。

高齢者の予防接種で、市外の医療機関で摂取すると、返還手続きが必要となるが、高齢者に理解して頂き易いようにできないものか？

との、質問に対し、当局から、

還付手続きは、健康増進課で行っており、職員の連携を密に、適確に対応できるよう周知します。 との、答弁がありました。

討論では、学童保育のスペースの問題は児童館を利用してとのことだが、学童保育所と児童館が離れている場合がある、また、保育園関係では、依然として保育士不足の状況が改善されていない。更に、図書館、歴史民俗博物館などは、非正規職員比率が増大し、将来的展望が見えない。それに対し同和関係予算はおおらかである。国の施策は終結している現状を踏まえ事業の縮小を求める。などとして反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

続きまして、議案第24号 平成22年度 栗東市 国民健康保険 特別会計予算については、質疑ののち、議案第5号を具体化した予算であり、保険税が県下でも高い順位にあるとして、反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成22年度栗東市老人医療保健特別会計予算については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成22年度栗東市後期高齢者医療特別会計予算については、加入者人数、保険料の改訂後の一人当たりの平均額、特別徴収人数、普通徴収人数等の質問ののち、後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者に対し差別的な医療を行うもの。平等な医療とされたいとして、反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第27号 平成22年度栗東市介護保険特別会計予算についてであります。

質疑では、介護は年々厳しい状況にある。施設整備補助など、国・県に改善を求めているか？

との質問に対し、当局から、

施設整備については、県補助も無くなり、増設すると保険者に負担が大きくなるのしかかる仕組みとなっている。滋賀県域や湖南圏域で十分な協議のうえで考えていくべきものであるため、慎重に行う。との答弁がありました。

また、委員から、淡海荘等の施設申込みの待機数については、数字的には大きな数字となっているが、申込み者のなかには「今は大丈夫だが、将来的に見て、今から複数の施設に申し込んでいる。」といったケースも多数あると聞く。数字の内容について詳しく調査し、安易な不安を払拭されたい。

との意見がありました。

生活援助者の援助はゆとりあるケアが求められる。援助者の資質の向上を望む。との質問に対し、当局から、

ヘルパー等は、従事する人は少なくなっているが、少しでも良質な援助を提供できるよう、連絡会を通して伝えていく。

との答弁がありました。

討論では、介護保険料が上昇していく一方で、施設に入れなくて受けたい介護が受けられない実状があるとして、反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。